

# 加入者みんなで助け合う—— 国民健康保険制度が改正されます！

国民健康保険（国保）は、病気やけがに備えて、加入者みんなで助け合う制度です。ここでは、平成29年度以降に実施される、国民健康保険制度の改正などについてお知らせします。

## 70歳以上の方の高額療養費制度の改正

高額療養費制度とは、1か月に支払った医療費が多いとき、自己負担限度額を超えた分が申請により支給される制度です。

平成29年8月診療分から、70歳以上の方の自己負担額が、段階的に引き上げられることになりました。詳細は表1をご覧ください。

なお、表1中「」内の金額は、過去1年間に同じ世帯で高額療養費の支給が4回あった場合の、4回目以降の自己負担額となります。

## 70歳以上の方の高額介護合算療養費制度の改正

高額介護合算療養費制度とは、医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療費と介護費の年額（8月～翌年7月）を合算して限度額を超えたときには、その超えた分が支給される制度です。

平成30年度分（平成30年



8月～平成31年7月診療）から、70歳以上の方の自己負担額が、一部引き上げられることになりました。詳細は表2をご覧ください。

## 国保の運営主体が市町村から都道府県に移行

国保は現在、市町村がそれぞれ保険者となって運営していますが、平成30年度からは都道府県と市町村がともに共同保険者となって運営する形に変更されます。

平成30年度からの都道府県

## 国保税について

### 国保税の軽減範囲が拡大されます

国保税は世帯の所得額（世帯主及び国保加入者の所得の合計額）に応じて、均等割額（加入者1人につき課税）と平等割額（1世帯につき課税）が軽減されます。

平成29年度はこの軽減の基準が表のとおり改正され、対象世帯が拡大されます。

### 国保税の納期について

平成29年度の国保税納税通知書は7月中旬に発送いたします。国保税の第1期の納期は7月31日(月)で、その後は、翌年2月まで毎月納期が到来しますので、納期限までの納付をお願いします。

なお、納付は口座振替が便利です。「町税等口座振替依頼書兼自動払込利用申込書（ハガキ）」を同封いたしますので、必要事項を記入の上、税務町民課へ返送してください。

また、同一世帯内に健康保険の異動があった方がいる場合は、異動後14日以内に届出をしていただく必要があります。届出がなされないと、二重で保険税がかかる恐れがありますので忘れずに届出をお願いします。

表

平成29年度		平成28年度	
軽減割合	軽減対象の基準	軽減割合	軽減対象の基準
7割軽減	33万円以下	7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円+ (27万円×国保加入者数) 以下	5割軽減	33万円+ (26.5万円×国保加入者数) 以下
2割軽減	33万円+ (49万円×国保加入者数) 以下	2割軽減	33万円+ (48万円×国保加入者数) 以下

## 高齢受給者証を更新します

国保に加入している70歳～74歳の方に交付している「高齢受給者証」は、毎年8月1日に更新しますので、新しい受給者証を7月下旬に郵送します。

8月1日以降に医療機関等を受診するときには、必ず、保険証と一緒に新しい受給者証を提示してください。なお、有効期限切れとなった受給者証は、税務町民課の窓口までお持ちください。

## 入院時の食費・居住費の改正

入院したときは、診療や薬にかかる費用とは別に、食費のうち一定額を自己負担します。また、65歳以上の方が療養病床に入院したときは、居住費のうち一定額を自己負担します。

食費については平成30年4月診療分から、居住費について

表4

所得区分	食費（1食につき）	
	平成30年3月診療分まで	平成30年4月診療分から
下記以外の方	360円	460円
住民税非課税世帯低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	90日を超える入院	160円
低所得者Ⅰ	100円	100円

表3

平成30年度からの福島県と鏡石町の役割	
<b>福島県の役割</b> 財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担います。	<b>鏡石町の役割</b> 被保険者と関係する事業を引き続き担います。
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市町村ごとの納付金の額を決定</li> <li>●給付に必要な費用は全額市町村に交付</li> <li>●市町村が行った保険給付の点検や調整</li> <li>●国保の運営方針（県内の統一の方針）を定め、市町村の事務の効率化・標準化を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資格管理（保険証の発行等）</li> <li>●保険給付</li> <li>●保険料率の決定</li> <li>●保険税の賦課・徴収</li> <li>●保健事業</li> </ul>

ては平成29年10月診療分からは段階的に改正が行われます。詳細は表4および表5をご覧ください。

表5

平成29年9月診療分まで		平成29年10月診療分から平成30年3月診療分まで		平成30年4月診療分から	
区分	居住費（1日につき）	区分	居住費（1日につき）	区分	居住費（1日につき）
医療区分Ⅰ	320円	医療区分Ⅰ	370円	医療区分Ⅰ	370円
医療区分Ⅱ、Ⅲ（入院医療の必要性の高い方）	0円	医療区分Ⅱ、Ⅲ（入院医療の必要性の高い方）	200円	医療区分Ⅱ、Ⅲ（入院医療の必要性の高い方）	370円
医療区分Ⅱ、Ⅲ指定難病患者	0円	医療区分Ⅱ、Ⅲ指定難病患者	0円	医療区分Ⅱ、Ⅲ指定難病患者	0円

表2

平成30年7月診療分まで	
所得区分	限度額
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

平成30年8月診療分から	
所得区分	限度額
690万円以上	212万円
380万円以上 690万円未満	141万円
145万円以上 380万円未満	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

表1

平成29年7月診療分まで		
区分	外来（個人単位）の限度額	外来+入院（世帯単位）の限度額
現役並み所得者（医療費の自己負担割合が3割）	44,400円	80,100円+（医療費の総額-267,000円）×1%【44,400円】
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

平成29年8月診療分～平成30年7月診療分まで		
区分	外来（個人単位）の限度額	外来+入院（世帯単位）の限度額
現役並み所得者	57,600円	80,100円+（医療費の総額-267,000円）×1%【44,400円】
一般	14,000円 （年間上限額144,000円）※	57,600円【44,400円】
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

平成30年8月診療分から		
区分	外来（個人単位）の限度額	外来+入院（世帯単位）の限度額
課税所得	690万円以上	252,600円+（医療費の総額-842,000円）×1%【140,100円】
	380万円以上 690万円未満	167,400円+（医療費の総額-558,000円）×1%【93,000円】
	145万円以上 380万円未満	80,100円+（医療費の総額-267,000円）×1%【44,400円】
一般	18,000円 （年間上限額144,000円）※	57,600円【44,400円】
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※年間上限額は、8月から翌年7月までの累計額に対して適用されます。